

令和8年8月

貸金庫規定の改定のお知らせ

広島信用金庫では、令和7年5月に金融庁による「中小・地域金融機関向け総合的な監督指針」の改正を受け、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

貸金庫規定

※改定後の貸金庫規定は、当金庫ホームページの各種規定に掲載します。

2. 改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

※改定箇所につきましては、【別紙】貸金庫規定 新旧対照表をご参照ください。

3. 改定日

令和 8年 10月 1日（木）

4. 貸金庫をご利用中のお客さまへのお願い

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

貸金庫規定 新旧対応表（変更箇所のみ掲載）

新	旧
第1条（格納品の範囲） （1） 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2） 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 （3） 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ※今回追加 ① 現金 その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 第2条（利用目的の確認） ※今回追加 （1） 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 （2） 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 第3条（契約期間等） 第4条（使用料） （2） 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 第5条（鍵の保管） （1） <省略> ※今回追加 （2） 自動貸金庫については、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。 第6条（貸金庫の開閉等） （1） <省略> ※今回追加 （2） 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、自動貸金庫については、貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備付けの解錠操作盤にご利用カードを通し入室してください。入室後、ご利用カード（代理人開庫の場合は代理人用のご利用カード）をカード読取機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （3） 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。	第1条（格納品の範囲） （1） 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2） 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 第2条（契約期間等） 第3条（使用料） （2） 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更後以後最初に継続される契約期間から適用します。 第4条（鍵の保管） 第5条（貸金庫の開閉等） （1） <省略> （2） 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （3） 格納庫の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

貸金庫規定 新旧対応表（変更箇所のみ掲載）

新	旧
第7条（届出事項の変更等） （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証（自動貸金庫の場合）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 正鍵、<u>ご利用カード（自動貸金庫の場合）</u>を失ったときもしくははき損したときも同様とします。 （2）＜省略＞ 第8条（成年後見人等の届出） ※今回追加 （1）<u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届出てください。</u> （2）<u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u> （3）<u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。</u> （4）<u>前3項の届出事項に、取り消しまたは変更等が生じた場合にも届出てください。</u> （5）<u>前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u> 第9条（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （1）印章、<u>ご利用カード（自動貸金庫の場合）</u>もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （2）正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第10条（暗証照合、印鑑照合等） ※今回追加 （1）<u>自動貸金庫については、操作機により、ご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合は、ご利用カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。</u> （2）貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。	第6条（届出事項の変更等） （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店へ届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 正鍵、を失ったときもしくははき損したときも同様とします。 （2）＜省略＞ 第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （1）印章、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （2）正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第8条（印鑑照合等） 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

貸金庫規定 新旧対応表（変更箇所のみ掲載）

新	旧
<u>第 1 1 条（損害の負担等）</u> （１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 （２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害について当金庫は責任を負いません。 （３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。 <u>第 1 2 条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この貸金庫は、<u>第 1 3 条第 3 項各号</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第 1 3 条第 3 項各号</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 <u>第 1 3 条（解約等）</u> （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、<u>ご利用カード（自動貸金庫の場合）</u>および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、<u>ご利用カード（自動貸金庫の場合）</u>または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 9 条</u>に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第 3 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ※今回追加 ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u>	<u>第 9 条（損害の負担等）</u> <u>第 1 0 条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この貸金庫は、<u>第 1 1 条第 3 項第 1 号</u>、<u>第 2 号 A から E</u>および<u>第 3 号 A から E</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第 1 2 条第 3 項第 1 号</u>、<u>第 2 号 A から E</u>または<u>第 3 号 A から E</u>の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 <u>第 1 1 条（解約等）</u> （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第 7 条</u>に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第 2 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

貸金庫規定 新旧対応表（変更箇所のみ掲載）

新	旧
(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。<u>この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。	(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他本号AからDに準ずる行為 (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) <省略> (6) <省略>

貸金庫規定 新旧対応表（変更箇所のみ掲載）

新	旧
第 1 4 条（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 第 1 5 条（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 第 1 6 条（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。 第 1 7 条（保証人） ※今回追加 <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連携して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> 第 1 8 条（規定の変更） （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化<u>その他相当の事由</u>があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表<u>その他相当の方法</u>で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 <u>（2026 年 10 月 1 日現在）</u>	第 1 2 条（貸金庫の修繕、移転等） 第 1 3 条（緊急措置） 第 1 4 条（譲渡、転貸等の禁止） 第 1 5 条（規定の変更） （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上 （2020 年 4 月 1 日現在）